

## ケンダルのロック解釈について

——絶対的多数支配論の前提(2)——

中 村 浩 爾

### (一)

W・ケンダルを「絶対的多数支配」論者として有名にした多数決原理(majority-principle)に関する規定、即ち、「多数決原理」という言葉によって、私は単純に、次のことを理解している。即ち、あらゆる意思決定集団において、そのメンバーの半分プラス一名が、彼らが支持するのが適當だとみなすどのような政策にも、メンバーの半分マイナス一名を従わせる権利をもつてゐるということを」<sup>(1)</sup> (傍点筆者)に対し、C・J・フリードリッヒは「マジョリタリアンの立場のケンダルによる才氣に富む言明の利点は、あらゆる遁辞を免れていますにありますように思われる。しかし、それにもかかわらず、彼の要求は真なる争点よりはむしろ多くの進歩主義者によくある共通の誤りを示してゐる。……このドクトリンは規範としても事実の表明としても誤っている」と批判している。<sup>(2)</sup> これに対し、ケンダルは、自分ではなく、「ロックにこそ、フリードリッヒ教授は『あらゆる遁辞を免れているマジョリタリアンの立場の表明』に対する賞賛を与えるべきである」と答えていた。<sup>(3)</sup> ケンダルによれば、彼の定式はロックの多数決原理に関する

る言明、即ち、「もし幾人かの人々が一つの共同体あるいは政府を作るのに同意したとすれば、これによつて彼らは直ちに一体をなして一箇の政治体を結成するのであり、そこでは多数を占めた者が決議をきめ、他の者を拘束する権利をもつのである」<sup>(3)</sup>からの派生なのである。

つまりケンダルは、絶対的多数支配論の中に含まれる価値的側面（傍点部は逆に「メンバー」の半分マイナス一名は従うべきである」と言つてもよいと彼自ら言つてゐる）を自覚しているが、<sup>(5)</sup>彼自身「価値自由」の立場に立つので、そのような価値的言明は彼のものではなく、ロックのものである、自分はロックから「価値自由」に演繹したにすぎないのだと弁明するのである。このように言つるのは、少し誇張しすぎかもしれない。あたかも、ケンダルがロックに責任転嫁しているかのような印象を与えてしまふからである。しかし、ケンダルがロックを「多数支配論者」（majority-rule democrat）とみなし、それを自己の絶対的多数支配論の大きなよりどころとしていることは確かなので、問題の所在を明らかにするためには許されると思う。

ところでこの「価値自由」の立場は、まさに「絶対的多数支配論」の前提の一つであり、以前に言及したことがあるよう<sup>(6)</sup>に「価値自由」の立場に伴う価値ニヒリスティックな側面（民主主義は自殺しうるという極端な形で現れる）に対する批判や、逆に「厳密な論理」を貫き得ていないという批判<sup>(7)</sup>もある。また、そもそも何故、彼が「価値自由」の立場をとるのかなど興味深い問題が少なからず存在しているが、本論文では、彼が「厳密論理」によつて絶対的多数支配論を導き出した源とするロックの多数決論、より正確には、ケンダルのロック解釈を検討してみたい。

さて、ロックがマジョリタリアン（majoritarian）かどうかは「大きな論争の主題であり続けてきた」<sup>(8)</sup>し、ロックをマジョリタリアンとみるケンダルの解釈に對しては勿論批判がある。なかでも、ケンダルがロック理論の不整合を

解決するためを考え出した仮定、即ち「平均的な人間が合理的で公正である見込みは少なくとも一〇〇のうち五〇以上である」という仮定に対するマクファーソンの批判及びマクファーソン自身のロック解釈は大変興味深い。また、ゴオフによる批判はケンダルの主張に沿って、かなり細かく展開されており、ケンダルの主張をみる上で有益である。しかし、いずれの場合も、ケンダルのロック解釈の全体が取り上げられているわけではない。本稿の目的が、絶対的多数支配論の前提たるケンダルのロック解釈を明らかにすることにあるので、まず、ケンダルのロック解釈の全体の要約を試み、その後、ゴオフとマクファーソンの提出している論点のなかのいくつかを取り上げ、検討を加えるという順序をとりたい。

## (二)

この書の第一部「ロックの多数支配のドクトリン」が当面の我々の関心事であるが、第一部「序説」も実は彼の用語法及びこの書の構成を理解する上で重要である。というのは、彼は第一部において、先行する諸理論における用語の混乱を整理するために独特の用語法<sup>(1)</sup>を提案し、それに基づいて「多数支配のドクトリン」を政治的平等、人民主権、人民協議（popular consultation）、多数決定（decisions by majority-vote）の四つの要素の含まれたものとして定義しているからである。後に見るように、ケンダルは、ロックがマジョリタリアンかどうかを見るために、政治的平等・人民主権・人民協議・多数決定それぞれの側面からロック理論を検討しているが、それがこのようなケンダルの用語法及び「多数支配のドクトリン」の定義と関連していることを理解しておく必要がある。

さて、ケンダルは、まず、『市民政府論』が自然状態における諸個人からではなく次のような定義からはじまつて

いることを、ロックの権威主義的かつ集団主義的な思考として指摘する。<sup>(12)</sup>

「ところで政治権力とは、所有権の規制と維持のために、死刑、したがつて当然それ以下のあらゆる刑罰のついた法をつくる権利であり、そうしてこのような法を執行し、また外敵に対しても國を防御するために協同体の力を用いる権利であり、しかもこれらすべてはただ公共の福祉のためにのみなされるものであると、自分は考える。」（傍点はケンダル）

そして、ロックは自然状態における人々が個々バラバラの個人 (*discrete individual*) であるかのように言うが、検証してみると、それは常に「高度に社会化された個人」<sup>(13)</sup> であり、ロックが諸個人に要求する権利は自然状態においてさえ、社会的必要にその起源をもつ権利であることがわかると言う。一六八八年の名譽革命を「正当化」しようとしたにすぎない際物の本であるという歴史家の言葉に対しては、ルソーの問題意識との共通性を示し、むしろ、政治理論の基本問題を解こうとしているのだと反論する。<sup>(14)</sup>

以上の点から、ケンダルは、ロックが不可譲の権利の擁護者であるという世評は理解しがたいという。ケンダルによれば、自然法は権利と同様に義務を課している。たとえば、ロックの自然状態における人は、その財産と一身とを处置することができる（即ち、その財産と一緒に身を処置する「権利」がある）けれども、その権利の行使は、彼がその下にあるところの自然法の侵犯を含むことができない。平等の権利も自然法によって従属しない「権利」であるとされるが、この権利は他者に従属しない義務の相関物にすぎない。平等に関する自然法は「これこそかの人間の相互的愛の責務の基礎であり、その上に人間が相互に負つて、いゝ、義務が築かれる……」<sup>(15)</sup> 更に、ロックのこれらの義務の扱いは、彼がその履行を人が自分の思うままに行はれし、財産や一身を处置する個人権の源泉とみなし、その不履行をそ

の権利の取り消しの適切な理由とみなしていることを示している。要するに、権利は、個人としての個人に賦与されているのではなく、その特徴が相互的権利、義務の複合であるところの共同体（community）の中の他の個人と関係づけられたものとしての個人に賦与されており、権利は、義務が不可譲であるという意味でのみ不可譲であると言<sup>17</sup>う。

次に、実際にロックが個人主義的見解からいかに遠くへだたつていたかを、彼が擁護したと考えられている「自然的」個人権の中で最も重要な所有権に関する彼の考え方を検討することによつて示そうとする。ケンダルによれば、自然状態における所有権に関するロックの議論の主たる点は、次の二つの公理に要約される。

- (1) 「神は、……世界を人々に共有のものとして与えた。〔そして〕また、彼らにそれを使用する理性を与えた。<sup>18</sup>」
- (2) 「人間は、ひとたび生まれるや生存の権利をもつており、したがつて食物飲料その他自然が彼らの存在のために与えるものをうける権利をもつ。」（これは、「自然法は……平和と全人類の存続とを目的とする」という命題の派生である。）

この二つの公理だけが所有権に関する自然法だとすると、所有権を説明するのは困難なので、ロックは、二つのレベルで巧妙な議論を開拓するといふ。第一番目のレベルは、周知の第三の公理（即ち「自然権」としての所有権という考え方）の導入である。「たとえ地とすべての下級の被造物が万人の共有のものであつても、しかも人は誰でも自分自身の一身については所有権をもつてゐる。これには彼以外の何人も、なんらの権利を有しないものである。彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものであるといつてよい。……彼が自分の労働を混えたのであり、そして彼自身のものである何物かをそれにつけ加えたのであって、このようにしてそれは彼の所有となるのである。」：

…この労働は、その労働をなしたものの所有であることは疑いをいれないから、彼のみが、己の労働のひとたび加えられたものに對して、権利をもつのである。」<sup>(21)</sup>

ここから、ロックの理論を、コーカやプラツクストーンのような英國法律家をして、所有権を他のすべての権利に優越する「自然権」とみなさせる理論と同種の個人主義的理論と解釈する余地が生ずるという。

しかし、ケンダルによれば、この解釈は誤りであり、議論の第二番目のレベルに注目しなければならない。即ち、物に労働を混入することによって所有を要求する権利は、一身への権利の派生としてではなく、三つの公理全部に基づく結論として唱えられているということである（傍点筆者）。理由は三つある。第一に、所有権は、共有されているものに対してだけ適用される。第二に、豊富の中で餓えることがないよう神が与えたという便宜としてのみロックは所有権を正当化している。「人が共有のものの一部をとり、それを自然の与えた状態から取去ると、そこに所有権が生れる。こういうことがなければ、共有のものは、なんの役にも立たない。」<sup>(22)</sup>第三に、ロックの結論が第一の公理に依存していることは、人が労働を加えたものへの個人の所有権と、それらの保存の共通の権利との間でロックが選択しなければならない時、彼が躊躇なく前者を後者の犠牲にしているという事実の中に示されているという。「こういう方法でわれわれに所有権を与えるその同じ自然法が、この所有権をもまた拘束する。……腐らぬうちに利用して、生活の役に立て得るものについては、誰でも自分の労働によってそれに所有権を確立することができる。けれどもこれを越えるものは、自分の分前以上であつて、それは他の人のものなのである。」<sup>(23)</sup>他にもいくつかの証拠が示されているが、要するに、ケンダルによれば、「ロックの自然状態における所有権の取り扱いは、徹頭徹尾、極端な集團主義者（collectivist）の仮定に基づいており、彼は實際は、通常彼の名前に結びつけられる自然権という

見解よりは、現代の個人主義への批判者<sup>(24)</sup>によつて力説されている所有権の機能主義的見解<sup>(25)</sup>に近い。」もつとも、ここには留保がある。つまり、このような主張は、ロックが自然権のドクトリンと同一視しうるようなことを言つていな  
いという意味ではなく、彼の政治理論の主たる強調点も政府の組織化に関する具体的提案も、そのドクトリンと矛盾  
しており、また、そのドクトリンが言明されている『市民政府論』のまさにその部分が、その欠点から免れていた第  
二番目のドクトリン（＝全体の立場からの制限）を体現しているという意味に理解されるべきだという。<sup>(26)</sup>

この解釈は、(四)で詳しく見るよう、マクファーソンの解釈と著しい対照をなしている。即ち、マクファーソンによれば、逆にロックの業績は、所有権を自然権と自然法の上に基盤づけておいて、自然法の制限をすべて所有権から  
除去することにあつたのである。

ケンダルは、このようにロックの集団主義者の側面に我々の注意を向けさせた後、集団主義的な社会観と個人主義  
的なそれとの間のロックの優柔不斷の源泉を、自然法の取り扱いを検討することによつて明らかにする。重要なのは、  
ケンダルが持つている二つの仮定、即ち、ロックの自然状態は説明のための考案物であるという仮定とロックがそれ  
を歴史的事実であると言つても本気とは受けとれないという仮定である。ケンダルは、「政治権力を正しく理解し、  
またその起源を尋ねるためには、われわれは、すべての人間が天然自然にはどういう状態に置かれているかを考察し  
なければならない」というロックの説明を、次のように読み替える。

「ここに、私が政治権力として定義したところの死の罰を伴つた法を創るこの権利を實際に行使するある国家があ  
る。もし、そのような国家の中でどの人々が政治権力をもつべきか、そして、いかにして国家のようなものがあつて  
創られるに至つたのかを我々が言うべきなら、現存する政治社会のメンバーが彼らの現在の政府の装置が廃止され、

彼らの政治社会が分解した時に気がつくであろう状況を、我々自ら目に見えるようにすることは、有用な第一歩でないであろうか？彼らの状況はどのようにであろうか？もし我々がその間に答えることができるなら、その状況を我がよく知っている状況と比較することによつて、政治社会が存在すべきことが正しいかどうか、人々は政治社会の命令に従うべきかどうか、そして、それらの命令を発する幾組かの装置が他のものよりすぐれているかどうかを決定することができるし、もしそれができるなら、良い装置のセットを悪いものから区別するためにどんな基準を採用すればよいかも決めることができるであろう。」<sup>(28)</sup>

ケンダルはこの考案物は政治理論がなしにすますことのできないものだから、ロックがそれをうまく使っていれば、大いに感謝されたであろうが、しかし、それを使って証明しようとしたことに十分心の準備ができていなかつたので、複雑な議論の中で自分を見失つたとして、その議論を成分をなす命題に分解し、それらの各々が論理的にはロックをどこへ導くべきであったのかを示そうとする。自然法に関する命題を取り上げるのは、ロックが言うような国家において、個々の市民の側に法に従う絶対的責務があるという主張（ケンダルによれば、ロックの政治理論の中心である）の評価のために不可欠だという理由である。

第一の命題は「自然法は、各人の、即ち、各人の生命・自由・財産の『維持』を命ずる。」である。

ケンダルは、この命題を自然法は全人類の維持を命ずるという命題とはつきりと区別すべきことを強調する。もし各人の生命・自由・財産が他の何人の生命・自由・財産の侵害なしに維持されうるという状況があれば、二つは同一のことになるが、そうでないことをロックは知つており、そのことは人類は「できる限り」生存を維持されなければならないという表現にあらわれているという。ケンダルは、「彼は自分自身の存続が危うくされない限りできるだけ

他の人間をも維持すべきである。」という一節に特に興味を示し、(28)には、「各々 (each)」と「すべて (all)」との間のジレンマが直接的にあらわれており、ロックは、「すべて」よりは「各々の」維持を選好する自然法を選んでいるという。

第二命題は「自然法は全人類の存続——即ち人類の『福祉』 (good) を命令する」である。

ケンダルによれば、これはロックを極端な個人主義者とみなした人達によつて無視されてきた命題である。その存在は既に第一命題に関する議論の際に示されているので、ケンダルは、一つだけ例を追加する。「自然法を犯すことによつて、犯則者は、神が人間の相互的安全のために、彼らの行為に加えたところの制限である理性と一般的衡平の規則以外の、別の規則に従つて生きることを自ら宣言する。このようにして人々を傷害と暴行から保護すべき紐帯は、彼によつて輕侮破壊されるのであるから、彼は人類にとって危険なものとなるのである。これは、全人類および自然法によつて設けられたその平和と安全とにに対する侵害である。したがつて各人は、人類全体を維持するためのその権利、によつて、彼らにとつて有害なものを制止し、必要な場合には破壊することができる。」<sup>(29)</sup>

ケンダルによれば、ここには、個人の福祉ではなく、集団の、あるいは全体 (collectivity) の福祉という考え方があらわれている。即ち、特定の個人の生命・自由・財産の維持は、理性と公平 (equity) によつて定められた人間性の利害と一致する限り命ぜられる。また、隣人の利害の尊重、隣人への個人的義務の遂行が命ぜられる。

しかし、ケンダルによれば、ロックは個人への人類の要求と個人への国家の要求との間のおこりうる衝突に気がついていなかつた。かくて、ロックには、ある社会の「公共の福祉」 (public good) は人類の福祉とは区別されないという観念が隠された前提としてあることになる。「それ故、自然状態の議論から国家の議論に移る時この命題によ

## 説論

つて要求される義務は、ある社会の『公共の福祉』を推進する義務になる。そして、前者の義務「人類の福祉への義務」についてはそれ以上言及されない。<sup>(31)</sup>

第三命題「自然法は、その内容にどの一人の論理的な人も不同意と言うことのできない、内容に関する一組の不变のルールである」について。

ケンダルは、ロックはこのようなルールのリストを提供していないが、次の記述の中に示されているという。「自然法の詳細やその处罚の程度にまで立入ることは、私の差当りの目的以外であるが、しかしこのような法の存在すること、……この法は国家の実定法と同様に明瞭平明なものであることは確かである。否一層平明だともいえよう。……諸国の国内法の大部分は、……自然法の上に築かれる限りにおいてのみ正しく……」また、子供の「両親を尊敬する不断の義務」を他の例として挙げる。<sup>(32)</sup>

第四命題「自然法は『変化する内容』をもつた法であり、それ故、異なつた客観的状況に応じて異なつたことを命令する」について。ケンダルは、ロックが、このドクトリンを主張している多くの文を示すことは不可能であり、第三と第四の命題の二つのうちでは、第三の方がロックの考えにより適合し、また第三と第四の命題よりは次に示す第五の命題の方が彼にとって魅力的だと見る。しかし、「金のある多数の商人が政府の下に住んでいるところでは」使用しうる共有の土地を専有することは何人にも許されないという説明をする時、明らかに第四番目の命題が前提されているという。それは、ケンダルによれば「はじめ、万人共同に与えられた世界に最初に人が住んだ時には事情は全く異なっていた。人々を支配していた法は、むしろ専有を奨励するものであった。」という説明と比較してみれば明らかであるといふ。<sup>(33)</sup>

第五命題「自然法は人格の集合（aggregate）への適用においては、それらの諸人格の間の（明示または默示の）同意によって『修正され』てもよい。そして、そのような同意から帰結するルールは自然法そのものの拘束力をもつ」について。

この命題は明らかに第一番目から第四番目までの命題の妥当性とぶつかる。しかし、ケンダルはすべての道徳家は、人は約束を守らなければならないということを信じているが、同時に、それ以外の義務があることも信じているから、ロックを性急に非難してはいけないという。ロックを非難してもよいのは彼がこの二つの義務の衝突の可能性に気がつかなかつた点、そして、結局は第五命題で叙述された自然法及び第一と第二の命題で叙述された自然法に「同時に」従うことができないかもしないという事実、また、第一と第二、第三と第四、第五と第六の間にも同様の困難が生ずるという事実を認めようとしている。<sup>(38)</sup>

さて、ケンダルによればこの命題はその純粹形態においては「人は自然法を同意（agreement）によって変更する無制限の権能と、それが再び全員一致の同意で変更されるまでは修正された形態の法に従うべき無制限の責務をもつ」ということを意味するが、これは次の三つのことを背景にして読まれる必要があるという。<sup>(39)</sup>

- (1)人の同意は、たとえ默示による場合でも彼自身によつてのみ与えられうる。
- (2)同意は、明示であろうと默示であろうと自由にされなければならない。
- (3)人が決して同意できない種類の一つの同意がある。即ち、絶対的・恣意的権威へ従うという同意はできない。なぜなら「自分で自分自身の生命をどうする力ももっていない人間は、契約または自分の同意によって、自分を他人の奴隸としたり、あるいは他人がその欲する時に彼の生命を奪い得るような絶対専恣の権力の下に身を置くことはでき

ないからである。……何人も自分のもつてている以上の力を他人に与えることはできない。<sup>(44)</sup>

ケンダルは、ここでロックが法の非人格的な権威について述べている点に我々の注意を促すが、ロックがあるところでは服従は法にのみ負うと言いながら、別のところでは、人はその法は究極的にはある人格の命令にすぎない国家に従うべきであると言つてゐることに主たる誤りがあるという。<sup>(45)</sup>

第六命題「自然法は、究極的には、各人は彼自身の理性に従つて行為すべきであるということを命ずる」について。

これは、特定の状況への同意された基準の適用に関する決定を誰が為すべきなのかという問題に対する答であるが、ロックは一方では、私的審判の排除<sup>(46)</sup>を言つてゐるが、他方で、「天に訴える」権利<sup>(47)</sup>を強調している。ケンダルによれば、もし、個人への権力の行使を許すかどうかを個人が自分で判断する権利をもつなら、ルソーが論じたように、唯一の正当な政治社会は有効な移民の権利を維持し、すべての決定を全員一致で為す社会であるということになる。即ち、「第六命題の含意は、不可避的に無政府的であり、我々が検討しようとしているロックの政治思想の側面と適合しない。」<sup>(48)</sup>

ケンダルは、これら六つの命題のすべては「政府が存在しない場合でも人々は相互の義務（義務があるところにはそれらの義務の遂行のための権利が存在するから、逆に権利と言つてもよい）を有し、また、これらの義務と権利はロックが神の法、理性の法、自然法など様々に呼ぶところのものによつて命令される」というロックの主たる前提の展開<sup>(49)</sup>であると見て いる。

さて、ケンダルは、前述のように「多数支配論者」のスローンを、政治的平等、人民主権、人民協議、多数決の四つだと考へてゐるので、ロックが「多数支配論者」であるかどうかを検討するために、その四つの側面からみてい

く。

まず、人民主権について。ケンダルは、ロックが国家の市民に要求する協定（understanding）の内から、(1)社会の権力が行使される目的に関する協定、(2)社会の各メンバーが他のメンバーが社会の法を大切にすると期待してもよい種類の服従に関する協定、(3)社会の法が作られる仕方に関する協定の三つを主たるものとして取り出す。<sup>(46)</sup>

第一番目の協定については、ロックが政治権力の定義の際に、「公共の福祉のためにのみ」と言っていることからも、彼がより広い集団の利益を前提していることは明らかである。しかし「公共の」福祉があるためには、共通の利益の存在が必要だが、ロックはそれを理解していなかつたと言う。「もし、ロックが公共の福祉の概念の中に仮定されている共通利益の領域に真に気づいていたら、ルソーがしたようにある種の社会では自分自身の利益を推進することは公共の福祉を推進することと同じであると言うことで満足し、彼の政治制度の中に、個人利益を追求する義務と公共の利益を推進する義務との両方のために場所をとったであろう。」<sup>(47)</sup>

第二、第三番目については、前者は公共の福祉の推進のための約束、そして、実際にその福祉の推進に必要な法への服従のための約束という性格をもつての対して、後者は、違った性格をもつてるので区別することが必要だとうことが強調される。「というのは、我々がある仕方で為される法制定について語りはじめる時、我々は、観念の領域から、現実の領域に移るからである。そこでは、実定的ルールを制定するための方法は、……知的に誤りやすく、従つて公共の利益によつて要求される行為の統一性を不正確に考えることができるのみならず、時折、法制定の内容を決定することを委ねているどのような権力でも彼ら自身の利己的目的のために使うことができる人間によつて用いられなければならないのである。」<sup>(48)</sup>

ケンダルは、第三番目の協定と政治社会のメンバーが、ある仕方で作られたすべての実定法への絶対的服従を互いに約束したという観念との間の関係に注意を注ぎ、それをもっぱらロック自身の諸原理に基づいて批判すれば、次のことことが明らかになるという。

(1) ロックはそういう語を使っていないが、ロックはこの第三番目の協定の中に、無制限の主権という概念だけではなく、人格的な無制限の主権という概念を考えている。

(2) そのような協定に必要な約束はロック自身の同意の理論によつて禁じられているので、(彼の見解では) 彼の政治社会のメンバーに対し拘束的ではないであろう。

(3) そのような協定の上に建設される社会は自然状態の不便さから免れていないであろう。<sup>49)</sup>

ケンダルによれば、主権についてのロックの見解に対する誤解には、主として次の四つの原因がある。(a) ロックの時代の政府の権力と(ロックの原理に基づいて)社会がそうするのが適當とみなす時はいつでも政府に委ねることができる権力との区別ができない点、(b) 政治組織に関するロックの具体的提案へ適切な注意を払わない点、(c) ロックが革命権について言わねばならなかつたことの含意を直視しない点、(d) ロックが社会及び法に相対している個人に割り当てる義務の性格を正しく評価しない点、の四つである。<sup>50)</sup>

それぞれについて、ケンダル自身の言葉で要約する。(a) ランプレヒトやラスギが、ロックの政府は制限された権力、制限された主権しかもつていないと評するのは、ロック自身の言葉<sup>51)</sup>からもその正しさが確かめられる。しかし、すべての政府に——明示の人民の委任の下に行動する政府にさえ——制度的制限を要求する政治理論の傾向とロックを同一視しようすることは、ロックの主張の誤解である。たとえて言えば、代理人(=政府)に指図を与える本人

(＝社会)の力を制限する代わりに、本人の意思に反して行為する代理人の力を制限しようとするのがロックの意図である。重点は、社会が反対することを社会に對して為す力を政府がもつかどうかではなく、社会が賛成することを為す力を政府に与えることができるかどうかにある。

(b) 政府の権力の制限を認める点では、ほとんどの政治理論に違ひはなく、違ひが出てくるのは、彼らが主張する具体的な制度的装置を検討する時である。ロックは、もし人々がそれ自身を害することを望むなら、何人もそれを妨げる権利をもたないとは言つてないが、しかし、彼の政治システムはこれを信じている人のシステムである。

(c) ロックの革命権に対する「限定された」革命権にすぎないとか、「適當と思う仕方で人民が自分自身を治める力に対する不當な (unwarranted) 制限」<sup>(53)</sup> とか言われるが、「立法府が公共の福祉に反して行為した (＝『それにかけられた信託に反する』行為)」<sup>(52)</sup> といふ意見をもつた (『彼らが発見した』) 時に、人々は立法府を解任することができると言うことは、単に、その信託の性格がその時々に、我々が世論 (public opinion) と呼ぶことに慣れているものによつて明らかにされるというにすぎないこと」、そして、ロックは、政治学の問題のために提出される解決は、「政府の基礎を人民の不安定な意見や不確実な氣質に置くことを含む」<sup>(55)</sup> とさえ言つてゐることに注意を払う必要がある。

革命権は、何が「彼らの安全と保護のために最善」<sup>(56)</sup> であるかについての考え方を形成する権利、更に、それらの考えに従つて力を行使するであらう人の手に力を渡す権利を含むことにも注意を払う必要がある。ダニングの解釈は途中まで一致しているが、「(u)の考え方の中には、ホーブスのシステムの精神であつた絶対的・無制限の・コントロールできない主権という考えはない」<sup>(57)</sup> という時、喰い違う。その原因是、ロックを不可譲の個人権の学者だと見ることにある。

(d) この点についてのロックの考えは明白である。即ち、個人はそれ以外の選択は自然状態という無政府状態である。

から、絶対的かつ永久的な、否、絶対的かつ永久的でなければならぬ、服従の義務を、自分がその一員であるところの国家に負っている。「各個人が社会を取り結んだ時、これに与えた権力は社会が存続する限り、決して個人に復帰することはなく、いつまでも共同体の手に残るであろう。何故なら、これなしには共同体はあり得ず、国家はありえないからである。<sup>(69)</sup>」

ここには、個人権は（所有権も）「彼の社会の実定法」<sup>(70)</sup>によつて個人に与えられたものにすぎないということが明確に示されている。「生命に対する個人権でさえ、共同体の福祉（＝維持）と一致する程度でのみ有効であり、その維持と一致しているかについての必要な判断を為す力を帰しているのは人々に對してであつて、個人に對してではない。<sup>(71)</sup>」ロツクは、明らかに共同体に無制限の主権を認めて、いるのである。（傍点筆者）

個人に対する「社会の主権」の矛盾<sup>(72)</sup>は、一方では自然法の第一命題によれば個人の義務（従つて社会の主権）はその義務の更なる遂行が彼の生命・自由・財産の保護に明らかに反する時に必然的に止むし、また、第六命題によれば、権利なしに彼の上に力がふるわれた時、力に抵抗する力を放棄しえないということになるのに、他方、ロツクは個人の同意が基礎にある限り、共同体による強制に関する疑問は生じないと言う点にある。この矛盾に対する解決は、全員一致の賛成によつてのみ法がつくられ、政府機関が樹立され、全員一致の賛成によつてのみ変えられる政治システムを提案することである。しかし、ロツクは論理的には、彼の第四番目の命題によつて——即ち、条件の変化によつて今日の正義が明日には不正義になるかもしれないという知識によつて——このようなシステムを提案することを妨げられている。「そして、明らかにもはや擁護しえない古い法令の無制限の永続を防ぐという立場から、彼は権利の究極の基準としての過去のある瞬間における全員一致から、権利の究極の基準としての（現在及び過去のある時の）

事実上の（virtual）全員一致へと彼の地歩を移そうとしている。<sup>(63)</sup> これは単純に言い換えれば、共同体の中で意見の違いが生じた時に、数の多い方の見解が正しく、少ない方に対してもその見解をおしつける権利がある、即ち、数が正しさを保証するということである。

しかし、全員一致の決定は個人の同意の蓄積によってのみ全員一致になるけれども、それはその独特の性質をその同意の数に依存していないので——というのは、全員一致原理は、「審議者をしてあらゆる有効な証拠に関する考慮、あらゆる見解への平等な比重の付与などの推論過程の基本ルールを発見せしめ、その下で為された決定について、それらが一般的同意を保証するとのみならず、（何らかの確信をもって）それらについて考慮に容れられるすべての精神によって、それらに対して主張されるすべての批判によく耐えることができると言つてもよい」からである——全員一致原理に有利な議論を事実上（virtually）あるいは推定上（constructively）の全員一致の擁護に用いることはできない。ほぼ全体に等しい権利（＝事実上または推定上の全員一致に基づく）は、全体の権利（＝全員一致原理に基づく）とは、別の基礎の上に擁護されねばならない。しかし、そのようなロックの試みは、次章で見るよう明瞭かに不成功である。<sup>(64)</sup>

**多数者の権利**について。ケンダルは、「もし幾人かの人々が一つの共同体あるいは政府を作るのに同意したとすれば……多数者が決議をきめ、他の者を拘束する権利をもつてある」<sup>(65)</sup> というロックの言明は、「多数支配論者」の信念の最も簡明な表明であると述べた上で、この命題を支持するロックの五つの議論を検討する。（以下、ケンダル自身の言葉で要約する。）

第一の議論は、多数に同意して、ある政府の下に生きる権利は、すべての人々の自然権である——あるいは、ロッ

ク自身の言葉で言えば、人々は「多数が同意しかつ自由に黙従するような、彼らの上にある立法をもつ……生得の権利」<sup>(67)</sup>をもつ、であるが、これをロックは証明しようとしているので、この存在に注意を向け、格言としての役割を想起こそすだけよい。<sup>(68)</sup>

第二番目の議論。もし、少数者が多数者によつて結論が出されることを拒否するようなことがあれば、社会は直ちに分解するであろう。というのは、ロックの主張では唯一可能な選択肢は全員一致原理（＝全体の決議はただ各個人全部の同意による他はない）であるから。要するに、「多数者が残余の者を拘束し得ないところでは、彼らは一体として議決をすることはできず、したがつてたちまち再び解体されてしまう。」<sup>(69)</sup>

これを、必要性と便宜性の議論と呼んでもいいが、これには二つの反論が可能である。第一は、多数決か解体かという選択は偽のジレンマであるということ。第二は、もし、その選択が真だとすると、「共同体を作るために同意した」ところでは多数者が共同体の決議を為す権利をもつという命題に有利な議論とならないということ。

しかし、矛盾はあるが、ロックのこの議論は、多数決原理の理論的に健全な扱いのための出発点として考慮に値する。というのは、偽ジレンマの代わりに、多数の意思決定の力か、すべての人が意思決定に参加することのできる社会の消滅か、という選択肢に代えることが可能だからである。<sup>(70)</sup>

第三番目の議論。少数者を拘束する多数者の権利の否定は、国家から統治する資格を奪うであろう。これは一見、ロックが、多数決による決定を為す社会と為さない社会との間の相違、そして、倫理的觀点から、前者を後者より好ましくする相違があると言つてはいるようにみえるが、実はそうではない。それは単に同意のドクトリンの反復にすぎない。<sup>(71)</sup>

第四番目の議論。政治的団体は、他のすべての団体と同様、より大きな力によって推し進められる方向に動かなければならない。そして、政治的団体においては、より大きな力は多数者の意思である。これは、類推による議論と呼ばれる。その帰するところは、政治社会における多数決は自然だという主義である。そして、言葉にならない前提、即ち、自然は自然であるだけではなく正でもあるという前提がある。ロックの議論は次の三段階からなる。共同体の推進力は個々のメンバーの同意である。それ故、その中の他より大きい推進力は他より大きな数のその個々のメンバーの同意である。そして極限では、それらのメンバーの半分プラス一名の同意、である。この議論は、意思決定における個人の平等な参加と、決定されるべき各々の論点に関する信念の平等な強度 (Intensity) という二つの隠された前提が満たされなければ妥当しない。また、ロックがナチュラルと宣言するものは、ある絶対必要な条件が満たされるところでのみナチュラルである。<sup>(72)</sup>

第五番目の議論。いずれにせよ、個人の同意は力の行使の唯一の正しい資格であるから、多数者の正しさは、それが少数者よりも多くの同意を数えることができるという事実から当然のこととして出てくる。これは、ロック批判者が気づかなかつた点であるが、ロックの多数決原理擁護の主たる強調点である。即ち、少数者を拘束する多数者の権利は、個人を拘束する共同体の権利から当然のこととして結果する——その権利が共同体の個人に対する数的優越によって守られる限り。もし、一〇〇万の人々が、彼らが一〇〇万であり、彼が一人であるという理由で一人を拘束する権利をもつなら、五〇万プラス一の人々が、五〇万の人々を拘束するという結論から論理的に逃れる道はない。要するに、ロックは、全人民が自らの道を行く権利をもつというドクトリンと多数者が自らの道を行く権利をもつというドクトリンの間の論理的関係に気がついていたのである。<sup>(73)</sup>

このように検討してきた後、ケンダルは、次のように結論する。(1)多数者の権利に味方するこれらの議論のうち第一、第二、第三、第四番目のものは、真剣な考慮に値しないものとして却下されてもいい。(2)彼が第五番目の議論で、多数者の権利の理論が彼の人民主権の理論の中に論理的に含まれるということを示そうとする限り、彼は安全地帯にいる。(3)彼の多数者の権利の理論の評価は、彼の人民主権の理論の我々の評価によつて左右されなければならない。

この結論から、第五番目の議論、即ち少数者を拘束する多数者の権利は、個人を拘束する共同体の権利から当然のこととして結果するということ、そして、その根拠が人民主権の理論、即ち、共同体に無制限の主権があるということに求められていることが明らかとなる。ところが、他方人民主権に関する議論において、ケンダルは個人に対する社会の主権の矛盾を解決するためには事実上の(virtual)全員一致という考え方が必要である、それは全員一致原理に有利な議論とは別のものによって擁護されねばならない、「しかし、そのようなロックの試みは、次章「多数者の権利の章」で見るよう、明らかに不成功である」と言う。ここには、二つの章の間での循環を感じられる。勿論、多数決定が正しいということは、全員一致原理とは別のものによって根拠づけられなければならないという限りでは正しいし、問題ないが、これはむしろ、後述の「隠された前提」への伏線と見るべきかもしれない。

政治的平等について。ケンダルによれば、ロックの平等に関する説は、多数決原理の理論、人民主権論と一体を為しているので、三つの理論は共に有効であつたり、有効でなかつたりする。ただし、次の背景に注意することが必要であるという。<sup>(25)</sup>

(a) ロック理論の人民協議問題での欠点のため、彼の平等論は、経済学で“short period”（即ち革命と革命の間の期間）と呼ばれるものを越えた広い政治的不平等の可能性を許す。(b) ロックが社会のメンバーに要求する平等は、語

の厳密な意味で政治的である。なぜなら、彼は、年齢や徳の上の不平等の存在を容認しているから。<sup>(7)</sup> (c) 平等権から除外されているのは、白痴、精神病者、子供だけだが、女性にその権利が広げられるべきだとロックが考えていたかどうか疑問である。<sup>(7)</sup> (d) ロックは、ケンダルの時代の「多数支配論者」と同様、多数決による政治的決定は（形式的だとしても）政治的平等と一致するという命題に、他の状況が同じなら、我々は保留する必要があるという考えに気がついていなかった。「結晶化した多数 (crystallized majority)<sup>(8)</sup>」のもたらす危険性は明らかであるのに、ロックはそれに気づいていなかった。(e) 利己的利益に優越する公共の福祉の存在が、多数決と政治的平等の調和のための必要条件であるが、公共の福祉の概念を政治的平等という概念と調和させることはたやすくない。即ち、もし、政治的平等が公共の福祉と調和するかしないかに応じて認められたり否定されたりすべきだとするなら、平等な政治的権利は人々が一般的利益において（決定に影響を与えるとして）彼らの力を行使する平等な能力と平等な意志を持つ状況にとつてのみ適切であるという見解と、また一つには、ロックの政治システムはただ単に公共の福祉の存在のみならず、非常に特別の種類の公共の福祉——定義上、協同的 (cooperative) かつ平等主義的基礎の上に達成されなければ善 (good) であることをやめるという種類のそれ——を前提しているという見解を、認めることになるからである。『多数支配論者』が平等原理や多数決による決定以外の原理を一般的利益に矛盾するとして非難する時、念頭に置いているのがそのような善であるということがそれらの思想の研究者によつて段々明らかにされてきたが、しかし、その中の誰一人として（多分マルクス以外は）正確には明らかにしなかつたことである。<sup>(9)</sup>

人民協議について。以上見てきたように、ケンダルは、政治学的基本的諸問題に関するロックの解決は「多数支配論者」の解決と一致するといい、例外は、今日、人民協議の問題と呼ばれる問題に関するロックの立場であるとい

う。即ち、ロックは「大衆の（あるいは多数の）意思がそれ自身を表現する政治的機構の必要を事実上無視している。<sup>(80)</sup>」これは、J・A・スマスやH・ファイナーのような「多数支配論者」と大きく異なつており、ロックの方がむしる多数者に無制限の政治権力を与えているようにみえるという。たとえば、第十章「国家の形態について」において、多数者が世襲君主政をつくることができると述べていることに明らかなように。これに対する、ケンダルの批判はロックが、多数者の権力に課せられている本來的制限を見過すことによつて、多数の意思に継続的に責任を負つて法と政府をいかに作るかという困難な問題を無視したことにある。

この見地から革命権を見ると、「ロックは多数が革命の権利を自分の裁量で行使することを意図し、彼の政治社会の政府は多数の意思に継続的に責任をもたねばならない」ということを意図し、『国家の形態に関する』の章が、『政府はある目的のために行動する信託権力にすぎないから、人民「故に多数」になおその政府を解任し作り変える至高の権力が残っている』という言明を背景にして読まれるべきことを意図しており、そして、多数がそのような革命権を持つてゐるという意味の理解は政府が多数意思に屈従するであろうというふうな適切な保証になるだろうということを仮定した<sup>(81)</sup>」ということになる。ここから更に、三つの仮定、即ち、(1)どのような種類の制度的産婆術からも独立に、すべての瞬間に政府の法律と政策がそれに一致させられる多数意思のようなものが存在している、(2)多数意思是實際政府の行為がその意思と一致しない時、反乱を起こすであろう、(3)多数の支持を得てゐる革命運動は成功すると考えられる、という仮定が必要となる。<sup>(82)</sup>しかし、これらの仮定は満たされるとは思われないので、ケンダルによれば、ケンダルの時代の「多数支配論者」は、それを為す必要を避けるよう設計された制度（周期的選挙、それらの選挙において信任投票を引き出すことのできない立法者や行政官の迅速な交代など）、革命が成功しえない状況を政府がつく

ることを思いとどまらせるよう設計された制度、選挙で表出される多数意思が成功的革命を通して表出される多数意思と等しく効果的になるよう計算された制度、そして、そのような意思の出現を促進するよう計算された制度などを主張する。<sup>(83)</sup>

以上のように、ケンダルは、人民協議以外はロックが「多数支配論者」であると主張する。しかし、ケンダルもロックの中に存在する様々の矛盾に気がついているので、それらの不整合の解決のために、一つの大胆な提案をする。即ち、ケンダルは、一つの段落の中で、個人は十分な理由があると判断した時には天に訴える権利をもつといい、他方、個人は多数がその訴えに加わる用意ができるまではそうしてはいけないというロックの矛盾に対し、『市民政府論』には、「平均的人間が合理的 (rational) で公正 (just) である確率は少なくとも一〇〇のうち五〇である」という「隠された前提」があるのではないかという問題提起をする。<sup>(84)</sup> その根拠は、ロックが客観的道德基準の存在を信じ、『市民政府論』の数個の節で、どのような国家の多数もその意思に到達し、そのために闘い、それを課すのみならず、正しい意思に到達し、そのため闘い、それを課すと信頼されているという確信を示したことに求められており。ケンダルによれば、確かにロックはこれを信じていると決して実際に言っていないが、『市民政府論』のいくつかの節の中に、彼がそう信じていたという仮定に基づいてのみ理解できる節があるという。即ち、「populi suprema lex (公共の福祉は最高の法) という格率に従って制定法を犯す王は『共同体の同意と賛成を免れることはできない』人民が無知で、永久に不満をもっており、彼らの意見が『変わりやすく』彼らの気質が『不定』であるというのは正しくない。人民は彼らが『理性的創造物の感覚をもつ』とすれば、とがめることはできない。人民は『理性のない、獸的なもの』ではない。人民は彼らが受けている取り扱いが、いつ『正に反する』かを知つており、彼らがそのよう

な取り扱いを受ける政府に抵抗する勇気を欠いてはいない。<sup>(85)</sup>」これらの証明は結論的なものではないけれども、人民の「安全な」多数（＝「平均的な人」）は合理的で正しいという仮定にロックが賛同していたであろうということを示唆しているという。

「ロックは個人権と個人権を制限する多数のもつ権利双方のために論ずることができる。なぜなら、彼が心に描く種類の多数者は決して個人がもつべき権利を消滅させないであろうからである。彼は公共の福祉の注意深い定義の必要を見落すことができる、というのは、彼の見解によれば、各々の社会の多数者は、（もし、それらの制度が多数者に一連の出来事に影響力を行使する力を与えるなら）その社会の『諸力』が合理性と公正の推進以外の他の目的に使われることを妨げるであろうし、また、多数者に従うべき少数者の義務は合理性と公正を推進すべき少数者の義務から必然的に出てくるであろうからである。彼の見解では、多数者の判断は理性と正義をもつた判断であるから、個人は他者の絶対的かつ恣意的権威に従わせられることなしに多数者に従う契約を結ぶことができる。要するに、ロックの多数支配のドクトリンは、我々が上述のような隠された前提をそれに帰した時には一連の同一の命題になる。<sup>(86)</sup>」

### (三)

このようなケンダルのロック解釈に対しても、ゴオフの有力な批判がある。<sup>(87)</sup>

第一に、自然状態に関する第二章の記述に先立つて、第一章に政治権力の権威主義的、集団主義的規定がなされているというケンダルの指摘に対しては、ゴオフは次のように反論する。「政治権力の定義を序章に置いているということことは、政治権力を他の種類の権力と区別する基準となる定義を与えると同時に『統治論第一論文』から序章への議

論の転換を明確に示すためであるので」そのことにあまり重要性を置くべきではない。「それが権威主義的、集団主義的定義であるかどうかは、『集団主義者』(collectivist)が何を意味するかという点にかかっており、さらに、政治権力が実際に、『公共の福祉』の追求に限定されることによって、どの程度制限されるかにかかっている。<sup>(88)</sup>

第二に、ロックの自然状態における人間が孤立した人間ではなく「高度に社会化された個人」であり、彼らの権利は社会的必要に起源をもつ権利であるという指摘に対しても次のように反論する。「もし人々が自然状態において自然法に服従し、権利と義務をもつならば、その自然状態はそれ自身社会的であることは十分に明らかである。」ロック

自身がそういう説明をしていることは事実である。しかし、他の箇所で、「アメリカの森の中の」孤立した人々にも自然状態とその義務が存在すると述べている。それぞれの文脈に即して読むならば、前者は人間性の社会的特性の強調であり、後者は信義と誓約を守るのは政治社会の構成員としてではなく人間としての人間の属性であるという主張であるから、強調点はいずれの場合も自然法の義務の真実性 (reality) と妥当性にある。従って、前者を、集団主義的な思考とみることは妥当ではない。<sup>(89)</sup>

第三に、自然権、特に所有権は、譲渡しえない個人の権利というよりは、共同の遺産を豊かにする各人の義務の機能にほかならないという主張に対しては、次のように反論する。「政治的共同体の全構成員が彼らの自然的自由の一部を犠牲にすべきであるということは必然的であり、正しい。」しかし、権利の譲渡の目的は、個人の所有権の保証であり、また一部の権利は留保される。「だから、全体として、ロックが国家におけるすべての権利が法——これによつて彼が国家の実定法を意味しているとすれば——によつて作られたと考えていたといふケンダルの主張に反論しなければならない。」

第四に、自然状態が説明上の仮定にすぎないという主張に対しても、次のように反論している。一七、八世紀の多くの思想家にとっては、自然状態や社会契約は確かに単なる説明のための思考用具であったが、ロックは社会契約が歴史的事実であると信じていた。ロックは、その例をスバルタやアメリカ大陸の歴史的事実に求めていた。

第五に、ロックが個人の利益と公共の利益との違いに気づかず、また、それを区別していないという指摘に対しては、次のように反論している。たしかにロックには集団主義者の語調で語っている部分もあるが、それは他の個人主義的な語調の部分と矛盾していない。「なぜなら、かれは公共の福祉と個々人の特殊な利益との間の区別をしていなかつたからである。かれにとては前者は後者の総計であつた。かれがある文脈において、個人の利益により関心をもち、また他の文脈においては全体の利益に関心をもつたことは事実であるが、かれは公共の福祉と個人の所有権（たとえば、生命、自由、資産）の保護を同一視した」<sup>(83)</sup>。これはニーバーが指摘するように、自由思想の欠陥である<sup>(84)</sup>が、ロックが近代政治理論家が関心をもつ疑問に答えていないといつて批判することは適当でない。

第六に、ロックが共同体に無制限の主権を認めており、「天に訴える」正しい大義があるかどうかを判断する究極的な権力が多數派におかれるという主張に対しても、次のように反論している。「ケンダルは、ロックの後半の章を、まるでそれらが統治の技術に関する永久の、抽象的な一般的論文であるかのように解釈している点において全く誤っている。ロックを、人民の止むを得ざる時の革命という究極的権利や、そして（過去において他の多くの人々によつてあまりにもしばしば誤用されてきた）人民をその理由によって主権者と称するような言葉の誤用——勿論、ロック自身この言葉を（おそらくそれがホップスを連想させるがゆえに）避けており、そして共同体の権力は政府が崩壊するまで『いかなる政府形態のもとでも考えられる』ように至高ではないと明白に述べている点を特に考慮すれば

——をもとにして『多数支配論者』と呼ぶことはまったく不合理なように思える。……かれの立憲的觀念は、同時代のイギリスの容認された伝統と實際にもとづくものであった。従つて、それらを一九世紀や二〇世紀の經驗に照らして考察し、その欠点を搜すことは、まったく非歴史的である。<sup>(85)</sup>

第七に、ロックに存する多数派の権利と自然法に体現されている道徳的基準の政治における至高性の矛盾の解決のために、ロックには「普通人の多数は論理的にかつ正しい」という隠された前提があったとすることに対する対しては次のように言う。「ロックが、ケンダルの主張を彼の思想の展開として果してどこまで受け容れるかは私にはつきりしない。しかし、ケンダルや彼以前の他の研究者が『市民政府論』の中に見出したいくつかの論理的難点は、ロックがそれらに気がつかなかつたから生じたと思うし、また、それを首尾一貫させるために費された工夫に彼は驚いたであろうと思う。ケンダルが長い行程の終りに到達した見解が、上にニーバーからの引用によつて示唆されたことほとんど同じであることに注意することは興味深い。」<sup>(86)</sup>

第八に、ロックを集団主義者とみるケンダルの解釈に対し、「個人主義者であつたということができる」と結論している。ゴオフによれば、ロックはフィルマーの神權論と、法の効力を主権的人民の意志にもとめ政府を契約の所産とする立場との中間にあり、その点で、フーカーらの見解と接近している。<sup>(87)</sup>

以上の反論の中で、第三点と第六点は、それぞれ後述のマクファーソンによる批判の第二点と第一点と共通しており、第五点もマクファーソンの個人主義と集団主義との関係に対する考え方と類似を示している。ただし、第五点については、マクファーソンの個人主義と集団主義が互いに含意し合つてゐるという立場と同一視できるかどうかは疑問である。第七点は、やや感想的であり、論点の重要性に比べると扱いが不十分なように思える。同じ論点をマクフ

アーソンが取り上げているが、その方が説得力がある。全体を通して明らかのように、ゴオフの反論の重点は、ケンダルが『市民政府論』の歴史性を軽視し、「統治の技術に関する永久の抽象的な一般的論文」であるかのように扱つた点にある。

## (四)

マクファーソンは、ロック解釈における立憲主義的伝統が、ロックの諸公準における根本的矛盾に対する眼を曇らしてきたとして、彼自身、ロックが「一七世紀の人間および社会の本性に関するある種の先入見」を人間および社会の本質のなかにさかのぼつて読みこんでいたことを明らかにしようとするが、この観点からは「ロックを立憲主義的伝統の外に置こうとする」ケンダルの試みは評価すべき位置にある。<sup>(98)</sup> ゴオフの立場は、逆に、「ロックを自由主義的＝個人主義的伝統（＝立憲主義的伝統）の中へつれ戻そうとする」試みの一つであり、強調点が再びロックの立憲主義に置かれ、ロックにおける個人主義と「集団主義」との折衷が提案されているにすぎないとして、いわば低い評価しか与えられていない。<sup>(99)</sup> ただし、ケンダルの主張に対して三つの疑問を提示している。

(1) ロックが「多数支配論者」だったと結論する中で、この主張はロックがまったくなんら民主主義者でなかつたという証拠のすべてを見のがす。それはロックの中に多数者支配の民主主義原理への関心を読みこんでいるが、この関心は一八世紀末や一九世紀初めの多くのアメリカ人の政治的思考の焦点となるべきものであつたし、さらに今でもそつであるが、しかしロックの関心事ではなかつた。

(2) 多数者支配は、ロックがあからさまに擁護しようとしたところの個人的所有権を危険にするのではない

か。

(3)ケンダルは「平均的な人間が合理的で公正である見込みは少なくとも一〇〇のうち五〇以上である」という仮定をロックに帰することによって、彼の多くの不整合を解決するよう提議しているが、その仮定をロックが明瞭に主張しなかつたことは確かであり、また彼はそれを一度ならず明確に否定したのである。<sup>(10)</sup>

第一点は、ケンダルの主たる主張に対する批判であるが、これ以上の説明はされていない。

第二点については、マクファーソン自身の考え方を知ることが必要であろう。マクファーソンは、「所有について」の章は、「あらゆる人は『自然法の範囲内で』所有に対する自然権をもつという、むき出しの主張を支えるだけの議論であるかのように読まれている」が、しかし、実際にはこの章はもっと重要なことを述べていると言う。「ロックの目ざましい業績は、所有権を自然権と自然法のうえに基礎づけておいて、それから自然法の制限をすべて所有権から除去することであった。」個人的領有に課せられた制限が、暗黙の合意による貨幣の導入と、労働が本性上商品であり、他人の労働の産物を領有する権利を私に与える賃金関係が自然的な秩序の一部であることを当然のこととすることにより除去されるのである。即ち、「彼は無制限な資本主義的領有がこれまで負わされてきた道徳的無資格をぬぐい消した。」そして、それに止まらず「彼はまた権利と合理性とにおける階級差を、自然的なものとして、正当化しもするのであって、そうすることによって資本主義社会に対する一つの積極的な道徳的基礎を提供する。」従つて、マクファーソンによれば、「ロックの理論の諸矛盾の源泉は、必然的に階級的内容をもつていた権利や義務を、普遍的（非階級的）用語で述べようとする彼の試みにある。」<sup>(11)</sup>

マクファーソンはこのような立場に立てば、ロック解釈上の諸問題が解決されるという。たとえば多数者支配と所

有権についていえば「ロツクが財産家だけを市民社会の、それゆえ多数者の、完全な構成員であると仮定していたかぎり、何ら衝突はない。」<sup>(103)</sup>また、個人の同意と多数者の同意との同等視についても、「財産をもつ人々が財産の保全といふことのうちにもつ共通の利害は、土地、貨幣、商業在庫品の所有者としてのさまざまな利害より以上に重要であつて、いかなる合理的な私利をはかる財産家によつても、そのようにより重要であることが理解されうるという仮定に基づけば、矛盾ではない」という。

我々の問題との関連で重要なのは、ロツクが個人主義者であったのか「集団主義者」であったのかという問題に対する彼の主張である。これに対する答えも、基本的には前の二つの問題に対する答えと同じである。「こうした個人主義は必然的に（あらゆる個人に対する市民社会の至上権を主張するという意味での）集団主義である。なぜなら、それは所有を蓄積することにおいてのみ完全に実現されうるような、それゆえに一部の人々によつてのみ、しかも他人たちの個人性を犠牲にしてのみ、実現されうるような個人性を主張するからである、……自分たちの人格（つまり資産家）を実現する手段をもつ諸個人は、市民社会に反対するものとしてのどんな権利をも留保する必要はない。といふのは、市民社会は彼らによつて、かつ彼らのために構成されており、彼らによつて、かつ彼らのために運営されるからである。」<sup>(104)</sup>ここでは個人主義と集団主義はお互いに合意し合っているのである。「ロツクの個人主義、つまり出現しつつある資本主義社会のそれは、個人に対する国家の至上権を排除するのではなくて、反対に要求する。それは、個人主義が強まれば強まるほど集団主義は弱まるという問題ではなくて、むしろ個人主義がより徹底すればするほど集団主義はより完全になるという問題である。」<sup>(105)</sup>

この説明は、明らかに、ゴオフが第五点において行った説明より一層説得的である。

第三点については——これが最も重要であるが——マクファーソンは、その証拠として、ある箇所への参照を求めるが、それは、人々が自然状態を放棄する理由について述べた部分である。即ち、自然状態が危険で不安全なのは、「大部分の者が公正と正義とのなんら厳格な遵守者ではない」<sup>(107)</sup>からであるというロックの説明がケンダルの仮定に反するという。しかし、それ以上に重要なのは次の主張である。これは直接的にケンダルに向けられた批判ではないが、実質的には批判となっている。マクファーソンによれば、ロックが、同じ人々のほとんどが合理的で平和的であり、また同時に「その大部分」が誰もが少しも安全でなかつたほどに自然法を軽蔑していたという二つの逆の立場をとりえたのは、「論理的には矛盾するけれども、どちらも同一の究極的な源泉から汲みとられた、社会についての二つの概念、概念を同時に心に抱いていたためである。」即ち一つは、「平等で差別されない人々から構成されたような社会の観念」であり、他の一つは「その合理性の水準によって差別された二つの階級」——『勤勉で合理的』でかつ所有をもつた人々と、そうではなくて、事実労働はしたが、それも蓄積のためではなくて、ただ生きるためであつたような人々——で構成されたような社会の観念<sup>(108)</sup>である。

## (五)

さて、以上のように、ロックを「多数支配論者」とするケンダルのロック解釈とそれに対する二つの批判を見てきたが、それから何が明らかになるであろうか？

まず、ケンダルの解釈の特徴であるが、それは、前に触れたように、彼の用語法と密接に関連し、かつそれに制約されて展開されている点にある。ケンダルによれば、majority rule が「本来の姿」で問題にされるようになつたの

は、一七世紀後半から一八世紀にかけてであり、<sup>(10)</sup> ロックこそが、多数支配のドクトリンを最もはやく主張した学者なのである。<sup>(11)</sup> 従つて、ケンダルにとっては、たとえ不十分であっても、ロックの思想の中に、「多数支配論者」のメルクマールたる四つの要素、即ち、政治的平等、人民主権、人民協議、多数決が含まれていれば足るのである。その意味では、ケンダルは、『市民政府論』の集団主義者の側面を強調することにより目的を達しているといえる。しかし、

当然ながら、この解釈は自然権よりも自然法の立場を強調し、そして革命権を「世論」に矮小化し、その意味で、革命的というよりは保守的なロック像を描いており、絶対的多数支配論の「急進性」と矛盾するという皮肉な結果になつてゐる。<sup>(12)</sup> また、このような「ロック思想の一つの要素のみを拾いあげて一元的なロック像を摘出する手法」は、逆に「エゴイズムを政治の中核とする反伝統的・革新的個人主義政治論」というケンダルの裏返しの解釈<sup>(13)</sup> に道を開くものであり、自己の解釈の優越性のみを主張することはできない。けれども、そのことを承知してさえいれば、一つの解釈として自己を主張することはできると思われる。

以上は、ケンダルの側に身を置いた評価である。二つの批判を前にして、この評価を維持するのは、実はたやすくない。まず、ケンダルにとって最も重要な「ロックは多数支配論者である」という主張に対しては、ゴオフは第六点において、マクファーソンは第一点において、簡単に否定し去っている。ロック思想の時代的制約性をケンダルが無視していると指摘する点で、両者は共通している。しかし、この批判はケンダルにとって少々酷である。ケンダルが多数決原理を「民主制の不可欠の構成原理のひとつとして、他の民主諸原理との緊密な関連のもとにこれを総合的にとらえようとしている」と評し、ケンダルは結局、「多数決原理が人民主権の理論から論理的に演繹されると解するのが最も妥当であるとの結論に到達している」と要約する碧海純一氏の理解の方が、ケンダルの本旨にかなっている

と思われる。また、忘れてはならないのは、ケンダルの解釈のもつ実践的意味である。ケンダルは、従来、ロックと憲法創設者、ロックの自然権理論と司法審査が結びつけられてきたが、「もし、ロックの自然権が、多数者に責任を負う立法部によって与えられた権利にすぎないなら、司法審査の反対者は極めて有力なシンボルをたやすく獲得できる」と述べて、積極的司法審査か消極的司法審査（＝多数支配）かという実践的問題に答えることを意図しているのである。<sup>(15)</sup> ゴオフもマクファーソンもこの点に触れるべきであつたと思われる。<sup>(16)</sup>

第二に、個人主義か集団主義かという点では、ゴオフは個人主義と集団主義の折衷を試みているようにもみえるが、結局は個人主義の立場なので、同一平面にありケンダルに対する有効な批判とはなりにくい。それに対して個人主義と集団主義の対立を主張した解釈をとるマクファーソンの立場は一層説得的である。ロックの矛盾の源が「論理的には、矛盾するけれども、どちらも同一の究極的な源泉から汲みとられた、社会についての二つの概念」にあるという指摘は大変鋭い。「隠された前提」によって矛盾を解消しようとしたケンダルは、やはり方法上一つの限界を持つていると見るべきかもしれない。というのは、マクファーソンは、明らかに、社会的現実とロックの思想の関係を読みとろうとしているのに対して、ケンダルは論理の平面だけで対処しようとしているからである。<sup>(17)</sup> ケンダルのとる「価値自由」の立場が「存在」または社会的現実への無関心または軽視を意味するなら、まさに、その立場に伴う方法上の限界ということになる。その意味で、ケンダルの解釈が『市民政府論』の歴史性を軽視し「統治の技術に関する永久の抽象的な一般的論文」であるかのように扱つていると強く批判したゴオフは当を得ている。

ところで、客観的道徳基準（objective moral standard）と多数決との矛盾の解消のために「隠された前提」を提案するケンダルの試みは、ゴオフによってさえ第七点に明らかにある意味で評価されるものであり、また、<sup>(18)</sup>

その手法は一見したところロックの中に「一七世紀の人間及び社会の本性に關するある種の先入見」を読みとろうとするマクフアーツンの試みと類似性を示しているようにみえる点は、ケンダルにとって有利ではないであろうか？たしかに、「隠された前提」と「先入見」とは、その正しさが証明されれば、ロックの諸矛盾が解消されるという意味で理論的には同じ性格をもっている。しかし、『市民政府論』の数個の節によつて、ロックが客観的道徳基準の存在を信じ、「どのような国家の多数もその意思に到達し、そのために闘いそれを課すのみならず、正しい意思に到達しそのため闘いそれを課すと信頼されているという確信」を示しているという推測<sup>(19)</sup>に対しても、前述のようにマクフアーツンによって反対の証拠が示されている。「人間は全体としては合理的であるが、しかしまだたいていの人間はそうではない。自然状態は合理的で平和で社交的であるが、しかしまだそうではない。なぜロックはこのように矛盾したことと言つたりしたのか、そしてそのように言うことによつて何を意味したのか？」というマクフアーツンの問題提起の方がより根底的視点を提供しているというべきであろう。

この問題は、ロックが一貫して課題としていた客観的道徳基準の検証<sup>(20)</sup>が、『市民政府論』ではどう扱われているのか、換言すれば、『人間悟性論』ではモラルを論証科学としながら、『市民政府論』においては形而上学的自然法理論におちいつているのではないか（＝『人間悟性論』と『市民政府論』の方法的矛盾）<sup>(21)</sup>という問題につながると思われるが、それに立てる余裕はない。むしろ、このロック解釈において、客観的道徳基準の存在を信ずるマジョリタリアンの姿が浮き彫りになつてゐることに注目すべきであろう。

結局、ケンダルは、集団主義的側面を強調することによって、ロックを「多数支配論者」と解釈することにある程度成功しているが、その解釈の妥当性は「隠された前提」が認められるかどうかによつて大きく左右されるし、ロック

ク解釈の次元だけで自己の優位性を主張できないのではないかという最初の疑問にもむかふ。少なくともケンダルが、「絶対的多数支配論」をロックから「価値自由」に演繹したところは正確ではない。ケンダルはむしろ「絶対的多数支配論」をロックの内に読みこむうとしたところがあらわ。これは論理的にはいわゆる「循環」である。このようないくつかの典型的な循環論法も、循環即致命傷ではないといふ立場に立てば有効であるが、しかしでは一応、循環は解釈の客観性にとってマイナスであると見て——「価値自由」を強調するケンダルの場合、そう見るのが一層妥当だと思われるが——ケンダルの弁明が完全には成功してこない結論しておあたゞ。

- ケンダルのロック解釈について
- (→) Willmoore Kendall, The Majority Principle and the Scientific Elite, *The Southern Review*, IV, 1939, pp. 463-464.
  - (2) C.J. Friedrich, One Majority against Another, *The Southern Review*, IV, 1939, p. 43.
  - (3) W. Kendall, John Locke and the Doctrine of Majority-Rule, 1959, p. 112. (first published 1941)
  - (4) John Locke, Second Treatise, VIII, 95. 鵜飼信成訳『市民政府論』(岩波文庫) 100頁。
  - (5) ルーベンズ、トマスモードなど絶対的多数支配論のみならず、およそ国家の権力の適切な所在についての議論も、「倫理命令説」(ethical imperative) (ibid., pp. 463-464) などそのはなしのやである。価値命題を扱つてひとと「価値自由」の立場は決して矛盾しないが、ケンダルがこれを繰り返し強調してこねど、また後で触れぬまゝ「ロックは多数支配論者(majority-rule democrat) の多くと共に、多分客觀的道徳基準の存在を信じてた」と推測する点は大変興味深し。
  - (6) 抽稿「多数決原理と闇やか考察——ケンダルの『絶対的多数支配論』をめぐるべ」*立法院論叢*101卷1号・四重、101卷1号参考。
  - (7) Francis W. Coker, Some Present-Day Critics of Liberalism (*American Political Science Review*, vol. XLVII, March, 1953).
  - (8) T.L. Thorson, Epilogue on Absolute Majority Rule (*The Journal of Politics*, vol. 23, August, No. 3, 1961).
  - (9) J. Roland Pennock, Democratic Political Theory, 1979, p. 371.

cf. M. Seliger, *The Liberal Politics of John Locke* (London: Allen & Unwin, 1968), pp. 302-311.

- (10) Willmoore Kendall, *John Locke and the Doctrine of Majority-Rule*.
- (11) ケンダルは、(a)組織体が多数投票によつて決定を行ふるハーベルトフードの majority-principle (多数決原理)、(b)國家権力が人民の多数に委ねられるべきものとし、(c) doctrine of majority-rule (多数支配のドクトリン)。
- (c) doctrine of majority-rule の支持者が、いまだ存在しないものでは採用される」とを期待し、既に存在するところでは存続するものを期待するやういふの統治の形態に対しでは majority-rule (多数支配)、といふ語を用いゆることを提案してゐる。この区別の最も大きな特徴は、(b)と(c)が政治に関係し、(a)は必ずしもそくではないといふ違いにある。なお、多数支配のドクトリンの擁護者は majority-rule democrat と呼ばれる。後述の藤野・将賀・瀬沼訳『所有的個人主義の政治理論』では「多数者支配の民主主義者」、宮下訳『シミハ・ロックの政治哲学』では、「多数派支配の民主主義者」と訳されているが、ケンダルの用語法からすれば、「民主主義者」といふ言葉を入れずに「多数支配論者」とした方が正確なニアーツを伝え得るようと思われる。majority-rule democrat が、majoritarian とも呼ばれるこゝの判断材料になる。拙稿「多数決原理に関する考察—ケンダルの『絶対的多数支配』理論をめぐるべ」[法学論叢]10巻4号参照。
- (12) W. Kendall, ibid., p. 66.
- (13) John Locke, *Second Treatise*, i, 3. 鵜飼信成訳『市民政府論』(岩波文庫) 九頁。以下、鵜飼訳を参考にする。
- (14) W. Kendall, ibid., p. 66.
- (15) Ibid., pp. 66-67. 対比的おどじゆのは次の箇處である。
- 「世界のあらゆる政府はただ強力暴力のみの産物であり、人間はただ優勝劣敗の動物的法則によつてのみ共同生活するものだとこう考えを適当だと思わない人は、……かならず、サー・ロバート・フィルマーが吾人に教示した以外の、政府の発生、政治権力の起源、政治権力を指定し、認知する方法を発見しなければならぬのである。」(『市民政府論』八頁、傍点はケンダル)「市民の世界に、正当で確実な何らかの政治上の法則がありうるかどうか、を調べてみたい。」(ルソー『社会契約論』桑原・前川訳、岩波文庫、一四頁)
- (16) ロック『市民政府論』第1章第五節。
- (17) Kendall, ibid., pp. 68-69. community は、鵜飼訳では「協同体」であるが、以下「共同体」で統一する。)

ケンダルのロック解釈について

- (18) ケンダルは、これらの言明が、聖書〔詩篇〕一五篇一六節への参照以外に何の「証明」もなるので、公理と呼ぶべく。
- (19) 『市民政府論』第五章第116節。
- (20) 同書第五章第115節。
- (21) 同書第五章第117節。
- (22) 同書第五章第二七八節。傍点はケンダル。
- (23) 同書第五章第三一節。傍点はケンダル。
- (24) James Feibelman, *Positive Democracy* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1940), p. 26. 「所有の適切な使用は、樹立された社会的機能の基準に合せせた、所有と所有者との調整でなければならぬのである。だから、私的所有は、私的であることによつて、共通財を促進する時に正当化されるのである。」
- (25) この機能的見方は、組織化された社会における権利の問題の中にも含まれているといふ。「いれ「共同体への参加と結合に同意する」とは、「どれだけの数のものがしてもかまわない。何故なら、それは残余のものの自由を害することがないからで、彼らは依然として自然状態の自由を保有しているのである。」(『市民政府論』第八章九五節。傍点はケンダル)
- (26) Kendall, *ibid.*, p. 74.
- (27) *Ibid.*, pp. 68-74.
- (28) *Ibid.*, p. 75.
- (29) *Ibid.*, pp. 76-78.
- (30) 『市民政府論』第一章第八節。傍点はケンダル。
- (31) Kendall, *ibid.*, p. 79.
- (32) 『市民政府論』第一章第111節。
- (33) 同書第六章第六節。
- (34) Kendall, *ibid.*, p. 80.
- (35) 『市民政府論』第五章第三十五節。
- (36) 同右。

(37) Kendall, ibid., p. 82.

(38) Ibid., p. 83.

(39) Ibid., p. 85.

(40) 『市民政府論』第四章第1111節。

(41) Kendall, ibid., p. 87.

(42) 『市民政府論』第七章第八七節。

(43) 同書第一四章第一六八節。

(44) Kendall, ibid., p. 89.

(45) Ibid., pp. 75-76. なお、客観的道徳基準の存在を信じ、その論証をロックが誤題へしてたといふ見いだされは(田参考)。

(46) Ibid., p. 92.

(47) Ibid., p. 93.

(48) Ibid., p. 94.

(49) Ibid., p. 95.

(50) Ibid., p. 95.

(51) 『市民政府論』第一一章第1111五節。

(52) A.R. Lord, *The Principles of Politics* (Oxford: The Clarendon Press, 1921), p. 59.

(53) G.H. Sabine, *A History of Political Theory* (New York: Henry Holt & Co., 1937), p. 535.

(54) Kendall, ibid., p. 100.

(55) 『市民政府論』第一九章第11111節。

(56) 同書第一一章第一四九節。

(57) William Archibald Dunning, *A History of Political Theories from Luther to Montesquieu* (New York: The Macmillan Co., 1905), pp. 349-350.

(58) Kendall, ibid., p. 101.

- (59) 『市民政府論』第一九章第二四三節。
- (60) Kendall, ibid., p. 104.
- (61) Ibid., p. 106. ケンダルはこれに続けて「だから、これがダーニングへの我々の答である。即ち、もしロックが彼の共同体に要求するものが無制限の主権でないならば、政治学の用語で言えば、人はどうに無制限であるかの主権を見出せばいいのであらうか?」と述べ、「ダーニングとの違いを示している。
- (62) Ibid., p. 107. ロックの「社会の主権」という言葉は、ケンダルの集団主義的立場をよく示している。ただし、ロックが政府と社会の区別をしていたかどうか、また、ケンダルがそれについてどう考えていたかは問題として残されている。
- 松下圭一氏は、ロックには用語上の混乱はあるが、社会と政府の区別は明確であると言うが。松下圭一『市民政治理論の形成』1111五頁。
- (63) Ibid., p. 108.
- (64) Ibid., p. 110.
- (65)『市民政府論』第七章第九五節。
- (66) Kendall, ibid., p. 112.
- (67)『市民政府論』第六章第一七六節。
- (68) Kendall, ibid., pp. 113-114.
- (69) 『市民政府論』第八章第九八節。この点が、ロックの行き過ちであるとオーフもケンダルに賛成してゐる。J. W. Gough, John Locke's Political Philosophy, p. 61.
- (70) Kendall, ibid., pp. 114-115.
- (71) Ibid., pp. 115-116.
- (72) Ibid., pp. 116-117.
- (73) Ibid., 117-119.
- (74) Ibid., p. 119.
- (75) Ibid., p. 120ff.

- (76) 『市民政府論』第六章第五四節。
- (77) 同書第七章第八一節。
- (78) Kendall, ibid., p. 122.
- (79) Ibid., p. 123.
- (80) Ibid., p. 124.
- (81) Ibid., p. 128.

(82) ながいの仮定は、ケンダルによれば論理的なものであるばかりでなく、『市民政府論』を書いた時に、ロックが実際に信  
じていたりいふだある。その証拠としては、第一八章第11〇九節、第一九章第111四節が示されている。

- (83) Kendall, ibid., pp. 128-129.
- (84) Ibid., p. 134.
- (85) 類似『市民政府論』第一三三章第一五八節、第一九章第11111節、第一三〇節、第一四章第一六三節、第一九章第111四節。
- (86) Kendall, ibid., p. 135.
- (87) J.W. Gough, John Locke's Political Philosophy (Oxford), 1950. 宮下輝雄訳『ジョン・ロックの政治哲学』。この書より  
いは従つてゐない。竹原良文「ジョン・ロックの政治哲学」の書評
- に従つてゐない。竹原良文「ジョン・ロックの政治哲学」(書評)日本政治学会年報一九五二年。友岡敏明「ロック研究の  
一つの系譜—宮下輝雄訳『ジョン・ロックの政治哲学』をめぐらす」(紹介)神戸学院法学第九卷第一号(一九七八年)。  
オホヒラ表記は、竹原氏及び松下氏の表記に従つた。松下圭一『市民政治理論の形成』(岩波書店、一九五九年)
- (88) Gough, John Locke's Political Philosophy, pp. 25-26. 宮下訳11111頁。
- (89) Ibid., p. 26. 宮下訳11111頁。
- (90) Ibid., pp. 27-29. 宮下訳11111頁。
- (91) Ibid., pp. 29-31. 宮下訳11111頁。
- (92) 『市民政府論』第六章第五七、五九節。
- (93) 同上訳11111頁。一九五〇年版には、この言葉はない。(宮下訳は一九七〇年版)

- (54) R. Niebuhr, *The Children of Light and the Children of Darkness* (1945).  
 (55) Gough, *ibid.*, p. 41. 実訳五〇—五〇頁。  
 (56) *Ibid.*, pp. 42-43. 実訳四九—五〇頁。  
 (57) *Ibid.*, pp. 43-46. 実訳五〇—五〇頁。  
 (58) C.B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism* (Oxford), pp. 194-197. 藤野・将積・瀬沼訳『所有的個人主義の政治理論』11111-11111頁。

(59) 勿論、このように述べるのは一方的である。コオフは、マクファーソンのマルクス主義的分析に敬意を表し、ロックが現存の資本主義的社会構造を当然のものと考へ、それを合理的に説明しようとしていたことは認める。しかし、ロックがそれを完全に是認した、あるいはロックの主要な目的がその正当化にあったといふことは同意しない。それどころか、マクファーソンの書く「社会的諸前提」の奥にある価値領域に到達したと評されるにふれ、換言すれば、「財産権に関してコオフの解したロック思想像は、結局、現実の社会構造の投影に尽きるのではなく、ましてそれが正当化イデオロギーなのではなく、そうした現実的要素とともにキリスト教に担保された現実批判の要素を含むその總体である」と評されるにふれ注意を払っておかねばならぬ。友岡敏明「ロック研究の一つの系譜」(神戸学院法学第九卷第一号)

- (100) Macpherson, *ibid.*, p. 196. 藤野他訳11111頁。  
 (101) *Ibid.*, pp. 199-221. 藤野他訳11117-11118頁。  
 (102) *Ibid.*, p. 251. 藤野他訳11117-11118頁。  
 (103) *Ibid.*, p. 252. 藤野他訳11117-11118頁。  
 (104) *Ibid.*, p. 254. 藤野他訳11117-11118頁。  
 (105) *Ibid.*, p. 256. 藤野他訳11117-11118頁。  
 (106) *Ibid.*, p. 256. 藤野他訳11117-11118頁。  
 (107) 『市民政府論』第九章第1111節。他より、第1111節、第1111節、第1111節の参照が求められてくる。  
 (108) Macpherson, *ibid.*, p. 243. 藤野他訳11117-11118頁。  
 (109) Kendall, *ibid.*, p. 13.

(110) Ibid., p. 52.

(111) たとえば、ケンダルから見れば、「人々の意志が規則正しく考慮されうる適當な立憲的機構」の提示を行つていなかといふ点は、大きな欠陥であろう。

(112) 絶対的多数支配論が見かけほど急進的ではないのではないかという疑問は以前に示した。(拙稿「多数決原理に関する一考察」[1981])

また、この論の重要な前提たる社会の同質性という想定も、決して急進的なものとはいえない。拙稿「ケンダルの民主主義モデル」大阪経済法科大学法学論集第八号(一九八三・三)参照。

この意味で、フリードリンが多数決原理に関するケンダルの定式を「古い一九世紀的ドクトクリン」と呼ぶのは正しい。Friedrich, ibid., p. 43.

(113) 友岡「ロック研究の一つの系譜」

(114) 碧海純一「多数決原理—その根拠と限界」(宮沢俊義先生還暦記念『日本国憲法体系』第三巻所収)五一、五四頁。

(115) Kendall, ibid., pp. 57-58.

(116) この点に関連するものとして、佐藤幸治「司法審査とデモクラシーその二」法学論叢七四巻五・六号、七〇-七一頁参照。

(117) ケンダルが、いかに論理の平面を重視しているかは、彼の主張の要約部分に「論理的に」という言葉が頻繁に出てくることからも明らかであろう。次の文はその好例である。「もし一〇〇万の人々が、彼らが一〇〇万であり、彼が一人であるという理由で一人を拘束する権利をもつなら、五〇万プラス一名の人々が、五〇万の人々を拘束するという結論から論理的に逃れる道はない。」Kendall, ibid., p. 118. 傍点は筆者。

(118) Gough, ibid., p. 43. 宮下訳五〇頁。

(119) この推測は、浜林氏の次のような分析を更に突つこんだものとなつてゐる。「普遍的道德律〔＝客観的道德基準〕の確立によって革命闘争に終止符をうとうとしてきたロックが、じい『市民政府論』で、革命のイデオローグとなつたことの理由は、自然権や革命権の主張がもはや民衆の蜂起をよびおこす危険はないという確信と、旧勢力の復活こそが秩序に対する眞の危険であるという判断にもとづいている。つまり、浜林氏は、歴史的背景を重視しているのであるが、「民衆の蜂起の危険がない」ということからもう一步進めば、普遍的道德律が、民衆によつて(＝多数決によつて)発見されるというケンダルの

- 主張につながると思われる。浜林正夫「王政復古からの名著革命（—ジョナサン・ロックの思想形成—）（水田洋編『イギリス革命—思想史的研究—』（一九五八年所収））1110—1111頁。
- (120) 浜林、前掲書1117頁。
- (121) S.P. Lamprecht, *The Moral and Political Philosophy of John Locke*, 1918, pp. 81, 82.
- (122) 松下圭一『市民政治理論の形成』（一九五九年）11六九頁注(5)。

